

社会福祉法人 地球郷 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地球郷（以下「法人」という）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、定時評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、正規職員と同じく又は正規職員として働いている理事の者をいう。
- 4 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 5 評議員とは定款第9条に基づき置かれるものをいう。

(役員・評議員の報酬)

第3条 役員・評議員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 交通費は自宅から法人までの実費を支給することができるものとする。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した以外の日において、法人及び指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 交通費は自宅から法人までの実費を支給することができるものとする。

(実費の弁償)

第5条 役員・評議員が、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(旅費・交通費の支給)

第6条 役員に出張を命じたときは、交通費あるいは宿泊費の実費を支給する。この場合のクラスまたはランクは普通のクラスとする。但し、日当・手当等支給しない。

(支給方法)

第7条 前条各号に規定する報酬、費用等は必要の都度支払う。

(支給の形態)

第8条 報酬等及び費用は、現金にて本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(適用除外)

第9条 この規程のうち、第3条、第4条、第5条、第6条は常勤役員には適用しない。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

付則

- 1、この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。
- 2、この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から実施する。
- 3、平成 16 年 5 月 30 日一部改訂。
- 4、平成 20 年 9 月 23 日一部改訂。
- 5、平成 21 年 9 月 6 日一部改訂。
- 6、平成 23 年 10 月 29 日一部改訂。
- 7、平成 26 年 12 月 14 日一部改訂。
- 8、平成 29 年 3 月 26 日一部改訂。
- 9、平成 29 年 3 月 26 日一部改訂。
- 10、令和元年 6 月 9 日一部改訂。

別表 1

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬	3 0 0 0 円	実費
評議員会出席報酬	3 0 0 0 円	実費
評議員選任・解任委員会出席報酬	3 0 0 0 円	実費

別表 2

名 称	報 酬	交通費
監事監査指導報酬	5 0 0 0 円	実費